特許ライセンス契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と○○株式会社（以下「乙」という。）は、甲が有する特許権の乙への使用許諾の条件に付いて、次のとおりライセンス契約（以下「本契約」とする。）を締結する。

第１条（定義）

１　「本件特許」とは、次の各号が定める特許権をいう。

（１）　登録番号○○－○○○○○○（出願公開日：平成○年○月○日）

　　　　　　　　発明の名称：「○○○○」

（２）　登録番号○○－○○○○○○（出願公開日：平成○年○月○日）

発明の名称：「○○○○」

２　「本製品」とは、乙が本件特許を用いて製造・販売する○○をいう。

３　「販売価格」とは、本製品の販売により得られた金額から、輸送量、保険料、梱包料、租税公課を控除した金額をいう。

第２条（実施許諾）

甲は、乙に対し、本件特許に基づき、日本国内にいて「本製品」を製造・販売その他の処分をする非独占的通常実施権（再実施権を含まない。）を許諾する。

第３条（対価及び支払方法）

１　乙は、使用許諾の対価として、次に定める金額を支払うものとする。

（１）　イニシャル・ロイヤリティ　金○○万円（内税）

（２）　ランニング・ロイヤリティ　販売価格の○％（内税）

２　前項の対価の支払は、乙が、甲の指定する口座に振り込み送金する方法で支払うものとする。振込手数料は、乙が負担するものとする。

３　本条の使用許諾の対価に関する遅延損害金は、年１４．６％とする。

第４条（実施報告）

１　乙は、甲に対して、本契約締結後において、ランニング・ロイヤリティの計算に必要な情報（販売価格、販売数量、その他計算に必要な情報を含む。）を書面で報告するものとする。

２　乙は、前項の報告に基づき帳簿を作成し、保管するものとする。

第５条（帳簿閲覧）

１　甲は、乙に対して、前条の報告に関連する帳簿書類等（本件製品の売掛台帳、決算書、その他の経理書類・帳簿類を含むがこれに限られない。）の開示を請求することができる。

２　甲は、開示された帳簿に関して、自らの負担で公認会計士その他中立な第三者による監査を請求することができる。

３　監査の結果、乙が報告した実施許諾の対価が、支払うべき実施許諾の対価よりも１０％以上少ない場合、甲は乙に対して、その差額費用を求償することができる。

第６条（対価の不返還）

　本契約に基づいて支払った対価については、いかなる事由による場合でも、乙に対して返還しないものとする。

第７条（特許の維持・保証）

１　甲は、本件特許を維持するため最善の努力を払うものとし、本契約によって生ずる第三者の権利侵害に対して、乙と協力してこれに対応するものとする。

２　甲は、乙による本件製品の製造・販売について、第三者の権利を侵害しないことを保証しない。

３　甲は、本件製品から生ずる乙その他第三者のいかなる侵害についても法律上ないし契約上の責任を一切負わない。

第８条（改良発明）

１　乙は、甲に対して、本件契約期間中において、本件特許に基づいて新たな発明、考案又は意匠の創作（以下「改良発明等」という）をしたときは、直ちにその旨を通知するものとする。

２　乙は、本件特許の改良発明等について取得した権利について、甲乙別途協議の上定めた許諾条件に従い、甲に対して非独占的実施権を許諾するものとする。

第９条（特許表示）

１　乙は、甲の要請があったときは、甲の指示に従い、本製品に本件特許の表示をしなければならない。

２　乙は、甲の書面による事前の承諾なく、乙が販売する本件製品について、実施許諾を受けている旨の表示を付してはならない。

第１０条（譲渡禁止）

　乙は、甲の書面による事前の承諾がない限り、本契約によって生じた契約上の地位を移転し、又は本契約によって生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保に供してはならない。

第１１条（秘密保持）

１　甲および乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方の情報を秘密として保持し、かつ、保持している秘密は、本契約の目的以外に使用せず、相手方の事前の同意なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は秘密に含まれないものとする。

（１）　受領の時点において既に公知となっていた情報

（２）　受領後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

（３）　受領の時点で受領者が保有していた情報

（４）　正当な権限を有する第三者から開示された情報

（５）　官公署又は法的手続により提出を命じられた情報

第１２条（契約期間）

１　本契約の有効期間は、令和○年○月○日より令和○年○月○日までの○年間とする。

２　期間満了の〇ヶ月前までの間に、いずれの当事者からも書面による更新拒絶の意思表示がない場合、同じ条件で〇年間更新されるものとし、その後も同様とする。

３　本契約の終了にかかわらず、第６条（対価の不返還）、第７条（特許の維持・保証）、第８条（改良発明）、第１１条（秘密保持）、第１５条（合意管轄）の効力は○年間存続するものとする。

第１３条（契約解除）

１　甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの通知又は催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

（１）本契約に定める条項に違反があったとき

（２）監督官庁より営業許可の取消し等の行政処分を受けたとき

（３）支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき

（４）差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、公租公課の滞納処分、その他公権力による処分を受けたとき

（５）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき

（６）会社の解散、合併、分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議をしたとき

（７）本件特許の有効性を争った場合

（８）その他、前各号に準じる事由が生じたとき

２　前項の規定により解除権を行使する者は、相手方の責めに帰すべき事由の有無を問わず、解除権を行使することができるものとする。

第１４条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、乙は、その理由を問わず本件製品の製造・販売を直ちに中止するものとする。ただし、本契約の期間満了又は第１３条（契約解除）の規定により乙が解除した場合には、この限りでない。

第１５条（損害賠償）

甲または乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、その損害（弁護士費用を含むがこれに限られない）を賠償する責任を負う。

第１６条（合意管轄）

　本契約に関連する訴訟については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和○年○月○日

甲　所在地

　　会社名

　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　所在地

　　会社名

　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印